

## 平成24年度 監査年間計画

### 1 実施方針

本年度の各種監査の実施に当たっては、市の事務事業等について、適法性に加えて、経済性、効率性及び有効性の視点から監査等を実施するとともに、適宜必要な指導を行うなど、より実効性のある監査を実施する。

また、監査事務の効率的な実施に向けて、重点事項を定め、各種監査相互に連携・調整を図るなど計画的な監査等を実施する。

さらに、監査の結果に対して講じられた措置の状況を適切に把握し、監査の実効性を確保する。

### 2 監査等の種別、対象部局等

#### (1) 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、平成23年度及び24年度執行分を監査の範囲とするが、必要に応じて過年度執行分も対象とし、書類審査及び現地調査により実施する。また、組織改正、事務移管が実施された部署については、財務関係事務の適切な継続について調査を行う。さらに必要があると認められる場合、関係人調査を行う。

なお、対象部局はおおむね3年間で一巡するよう実施し、本年度の対象部局は、行政監査及び外部監査の実施状況等も踏まえ、監査計画表のとおり実施する。

#### (2) 工事監査

平成23年度に契約した工事並びに繰越及び債務負担行為に係る工事で、同年度末までに完了したもの（工事関連の業務委託を含む。）を監査の範囲とし、これらが計画、設計、積算、施工等の各段階において、適切に執行されているか、また、設計金額の積算は適切に行われているかを監査の重点項目として、関係書類の審査及び現地調査を行う。

なお、対象部局は3年間で二巡することとし、監査計画表のとおり実施する。

#### (3) 行政監査

事務事業の執行について、定期監査及び包括外部監査の実施状況等を踏まえ、時宜を得たテーマを選定し、監査を実施する。

#### (4) 財政援助団体等監査

財政援助等に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的に執行されているか、また、所管部局の指導監督が適切に行われているかについて、主に平成23年度執行分を監査の範囲とし、書類審査及び現地調査により実施する。

##### ア 財政援助団体

補助金等、市が財政的援助を行っている団体の監査は、援助の程度等を勘案し抽出して実施する。

##### イ 出資団体

出資団体監査は、出資率等を勘案しておおむね5年間で対象団体を一巡するよう実施する。

##### ウ 指定管理者

指定管理者監査は、団体の経営の安定性が確保されているかなどについての調査も行う。

指定管理者監査は、原則として指定期間中に1回実施することとし、施設の目的の類似性等を踏まえて対象施設を抽出して実施する。

本年度の対象団体は、監査計画表のとおりとする。

#### (5) 現金出納検査

現金の出納について毎月の計数を確認し、その保管状況及び証書類を検査するとともに資金収支の動向を把握する。また、保管現金等の実地検査を実施する。検査の結果については、3か月分をまとめて市長及び議会に報告する。

なお、現金出納検査の方法及び範囲については、別に現金出納検査実施計画書で定める。

#### (6) 決算審査

##### ア 一般会計及び特別会計

決算書類の計数を検証するとともに、歳入歳出予算の執行状況、会計経理の処理、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について審査する。また、繰越事業の執行状況等について審査を行う。

##### イ 公営企業会計

決算書類を検証するとともに、業務実績、収益的収支及び資本的収支

の予算執行状況並びに経営成績及び財政状態について審査する。

(7) 基金運用状況審査

運用状況書類の計数を確認し、基金が目的に沿って運用されているかを審査する。

(8) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書類等の関係書類と照合することなどにより、その適正性を審査する。

(9) その他の監査

住民監査請求監査、随時監査等については、その都度協議して実施する。